鎌倉市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス導入事業に関する協定書

鎌倉市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）とは、鎌倉市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス導入事業（以下「本サービス」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

第１条（目的）

本協定は、本サービスを適正に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

第２条（有効期間）

本協定は、協定書締結日から令和９年３月31日までとする。ただし、有効期間終了後、双方から申し出がなかった場合には自動的に有効期間を１年間更新することとする。

第３条（サービスの提供）

本サービスの提供は保育所単位とし、１所につき利用希望者が１名以上となる場合にはサービスを提供するものとする。

第４条（紙おむつ等の規格）

本サービスに係る乙が提供する紙おむつ、おしりふき（以下「紙おむつ等」という。）のサイズ及び銘柄、オプションは次のとおりとする。

【品物　サイズ 銘柄　オプション】

第５条（提供価格）

１ 本サービスにおける提供価格については、１名当たり、通常プランは月額●円（税込）とする。候補事業者の選定においては、利用者の利便性を考慮して、アンケートの結果一番重要視されていた価格面を判断基準としているため、乙は事業実施期間内において、原則として、サービスの利用者が不利となる大幅な価格変更及び提供する内容の変更を行わないものとする。

２ 契約は、園児１人につき１契約とする。

第６条（契約について）

１ 契約は、乙が直接利用者と締結するものとする。

２ １か月単で利用及び解約ができるものとする。

３　同一年度内であっても、解約後に再度の契約ができるものとする。

第７条（請求及び支払い）

利用料金の支払い及び支払いに付随する手続については、乙と利用者間で行うこととし、甲は一切の費用を負担しない。

第８条（搬入について）

１ 乙は、保育所の業務に支障のないように、紙おむつ等を搬入するものとする。

２ 乙は、保育所の壁・床等に傷等の損害・危害を与えないよう、十分に注意し、搬入を行うこと。また、園児の安全確保については、特別の配慮を行うこと。

第９条（園へのサポート体制について）

乙は、本サービスを提供するに当たり、利用者及び保育所からの問合せに円滑に対応できる体制を整えること。

第１０条（個人情報の保護）

１ 乙は、本サービスの業務を遂行するに当たり、知り得た利用者と利用園児に関わる全ての個人情報について、法令及び乙の個人情報保護規程に則り、適切に管理するとともに、第三者に開示、漏洩又は利用等をさせないための措置を講じるものとする。

２ 乙は、本サービスの目的以外で個人情報を利用してはならない。

第１１条（遵守事項及び誠実協議）

１ 本サービス業務の履行に当たり、運搬車両に関し道路交通法を遵守するとともに、最低賃金法、労働基準法等関連法令を遵守しなければならない。

２ 業務中に保育所内の書類等の閲覧、複写など一切の諜報活動を行ってはならない。

３ 業務上知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。このことは、実施期間満了後及び協定解除後においても同様とする。

第１２条（契約の解除）

甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、乙と利用者間で締結する本事業の契約を解除することができる。

１ 正当な理由なく協定書に基づく本サービス業務に全部又は一部を履行しないとき。

２ 本サービス業務の履行に当たり不正な行為があったとき。

３ 本サービス業務の履行に当たり甲の職務の執行を妨げたとき。

４ 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。

５ 前各号に定めるもののほか、本覚書に違反し、その違反により本協定書の目的を達することができないと認められるとき。

第１３条（災害時における対応）

災害等の発生により、甲が必要であると判断した場合には、甲は本事業の利用者以外の者に紙おむつ等を無償で提供できることとする。

第１４条（その他）

甲及び乙は、協定書に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

令和７年（2025年） 　月 　日

甲 ：神奈川県鎌倉市御成町１８−１０

鎌倉市長　　　　 松尾　　　崇

乙 ：●●県●●市●番地の●

●●会社

代表取締役 ● ● ● ●